

## 【指定介護予防支援事業所 運営規程】

(地域包括支援センター江北)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する（地域包括支援センター江北）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区、または他の包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 地域包括支援センター江北
- 二 所在地 足立区江北3-14-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、担当職員の管理及び指定介護予防支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 担当職  
  - ① 保健師等 1名（常勤職員）
  - ② 社会福祉士等 1名（常勤職員）
  - ③ 主任ケアマネジャー等 1名（常勤職員）
  - ④ ケアマネジャー等 1名以上（常勤職員）

利用者からの相談に応じ、その心身の状況や環境に応じて、本人やその家族の意向等に沿って介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの計画を作成・調整し、適切なサービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図る。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施する。
- 二 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内または自宅とする。
- 三 サービス担当者会議について  
サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報および意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

四 担当職員による居宅訪問頻度等

- ① 提供開始月
- ② 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- ③ 介護予防サービス計画で定めた時間の終了時
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問するなどの方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。

五 モニタリングの結果記録、少なくとも1月に1回

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

足立区	足立区江北1～7丁目、堀之内1～2丁目
-----	---------------------

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には迅速に必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族、当該区市町村、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第10条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会を定期的開催するとともに、その対策を協議し、従業員にも周知していく。また、対応指針等を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていく。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定介護予防支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

第12条 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ることとする
- (6) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (7) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること(研修計画の策定)
- (8) 上記措置を適切に実施するための担当者(および責任者)を置くこと。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合で

も、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第15条

- 1 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制の調整を図る。
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は足立区、社会福祉法人ファミリーとセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和 6年 1月31日改正